弟子屈町広告掲載規則

平成21年５月１日

弟子屈町規則第22号

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

（目的）

第１条　この規則は、弟子屈町（以下「町」という。）が保有する財産（以下「町有財産」という。）に広告を掲載させることに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（広告を掲載できる町有財産）

第２条　広告を掲載させることができる町有財産（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げる町有財産とする。

(１)　広報てしかが

(２)　弟子屈町公式Ｗｅｂサイト

２　前項各号に掲げる広告媒体を除く町有財産の所管課長は、当該町有財産に広告を掲載させることができる場合には、当該町有財産を広告媒体とするように努めなければならない。

（広告を掲載できない者）

第３条　広告媒体に広告を掲載することができない者は、次の各号に掲げる者とする。

(１)　町税等の滞納がある者

(２)　暴力団又はその構成員であると町長が認める者

(３)　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項各号のいずれかに該当する営業を営む者

(４)　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第２条第３号に定めるインターネット異性紹介事業者

(５)　行政機関からの行政指導による改善がなされていない者

(６)　弟子屈町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成15年弟子屈町訓令第48号）第２条の規定に基づき指名停止を行われている者

(７)　違法又は不適当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けている者

(８)　民事再生法又は会社更生法による再生又は再生手続き中の者

(９)　前各号に掲げる者のほか、広告を掲載させることが適当でないと町長が認める者

（掲載できない広告）

第４条　広告媒体に掲載することができない広告は、次の各号に掲げる広告とする。

(１)　町の事務及び事業に支障を及ぼすおそれのある広告

(２)　広告を掲載させる広告媒体の公益性、用途及び目的を阻害するおそれのある広告

(３)　法律等に違反するおそれのある広告

(４)　公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある広告

(５)　基本的人権を侵害するおそれのある広告

(６)　他の者に不利益を与えるおそれのある広告

(７)　良好な景観の形成、風致の維持等を害するおそれのある広告

(８)　虚偽の、若しくは事実と異なるおそれのある広告又は事実を誤認させるおそれのある広告

(９)　政治活動、宗教活動、社会問題等についての主義又は主張を宣伝する広告

(10)　消費者金融、たばこ、医療行為に類似したサービス若しくは医療用器具に類似した商品、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引及び社会問題となっているものの広告

(11)　氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権を侵害するおそれのある広告

(12)　青少年の保護又は健全な育成に悪影響を及ぼすおそれのある広告

(13)　投機、射幸心を著しくあおる広告

(14)　内容又は責任の所在が不明確な広告

(15)　名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれのある広告

(16)　デザインや色彩が著しく広告媒体との調和を損なう広告

(17)　町が広告主を支持又は商品若しくはサービス等を奨励若しくは保証しているかのように誤認させるおそれのある広告

(18)　品位を損なう表現の広告

(19)　詐欺的な、又は悪徳商法とみなされる広告

(20)　通貨及び郵便切手の複写を使用した広告

(21)　非科学的な、又は利用者を迷わせたり不安を与えるおそれのある広告

(22)　前各号に掲げる広告のほか、掲載させることが適当でないと町長が認める広告

（広告の募集）

第５条　広告の募集に明示しなければならない事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(１)　広告を掲載させる広告媒体の名称及び概要

(２)　広告の位置、規格及び数

(３)　広告を掲載させる時期又は期間

(４)　募集を行う期間（以下「募集期間」という。）

(５)　広告の料金（以下「広告料」という。）

(６)　前各号に掲げる事項のほか、明示することが適当と町長が認める事項

２　広告の掲載を申込しようとする者は、募集期間の間に、弟子屈町広告掲載申込書（別記様式第１号）により、町長に申込しなければならない。

（広告の審査、掲載の可否の決定及び広告料の通知）

第６条　町長は、申込された広告を審査し、掲載の可否を決定しなければならない。

２　町長は、弟子屈町広告掲載決定通知書（別記様式第２号）により、広告の掲載を申込した者に掲載の可否及び広告料を通知しなければならない。

３　掲載を可と通知された者（以下「広告主」という。）は、町長が指定した期日までに、町長に弟子屈町広告掲載誓約書（別記様式第３号）を提出しなくてはならない。

４　広告主は、町長が指定した期日までに、町長に広告料を納付しなければならない。

５　納付された広告料は、還付しないものとする。

（掲載の中止及び取消）

第７条　町長は、止むを得ないと認める場合には、広告主に通知することなく、広告の掲載を中止することができる。

２　町長は、次の各号に定める事由のいずれかに該当すると認める場合には、広告主に通知することなく、広告の掲載を取消することができる。

(１)　広告主が、第３条各号に掲げる者に該当すると町長が認めるとき。

(２)　広告主が掲載する広告が、第４条各号に掲げる広告に該当すると町長が認めるとき。

(３)　広告主が、町長が指定した期日までに、広告料を納付しないとき。

(４)　広告主が、町長の指定した期日までに、弟子屈町広告掲載誓約書を提出しないとき。

(５)　広告主が、町の事務及び事業を妨害し、又は停滞させるような行為を行ったと町長が認めるとき。

(６)　広告主が、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたと町長が認めるとき。

(７)　広告主が、破産、倒産等により、広告の掲載を要しなくなったと町長が認めるとき。

(８)　前各号に掲げる事由のほか、広告の掲載の取消を行うことが適当と町長が認めるとき。

３　広告主は、広告の掲載を取消しようとする場合には、弟子屈町広告掲載取消申出書（別記様式第４号）により、町長に申出しなければならない。

（弟子屈町広告掲載審査会）

第８条　申込された広告を審査するため、弟子屈町広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会は、副町長を委員長とし、総務課長、まちづくり政策課長及び広告の募集を行った広告媒体の所管課長を委員とする。ただし、委員長は、必要と認める場合には、審査する広告に関する事務及び事業の所管課長を委員とすることができる。

３　審査会の会議は、委員会が広告を審査することが適当と町長が認める場合に、委員長が招集する。

４　審査会の会議は、委員長が議事進行を行う。

５　審査会の庶務は、総務課総務係が処理する。

（広告主の責務）

第９条　広告主は、掲載する広告に関して一切の責任を負わなければならない。

（その他）

第10条　この規則に定めるもののほか、町有財産に広告を掲載させることに関して必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成21年５月１日から施行する。